

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE

[10]
2026

2026年10月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所
までお問い合わせください。



54円～65円の引上げとなる今年度の最低賃金改定

- ◆ 社会保険の106万円の壁の撤廃と被保険者となるパートの範囲
- ◆ 男性の育児休業取得率上昇と開始予定日の変更
- ◆ 重要性が増す36協定の特別条項を適用する際の労務管理

54円～65円の引上げとなる 今年度の最低賃金改定

最低賃金の種類と改定時期

賃金額は本来、労使で自由に決めることができるものですが、「最低賃金」として企業が従業員に最低限支払うべき額が定められています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。2025年度の「地域別最低賃金」は、2026年3月31日発効とする県もありましたが、2026年度は、一番遅くなる県でも2026年12月2日発効予定で、全都道府県で年内に改定される見込みです。

2026年度の地域別最低賃金

厚生労働省は地域別最低賃金額の改定の目安額を都道府県ごとにA～Cランクに分けて示しています。

2026年度に示された目安額はAランク54円、B・Cランク56円とされていましたが、都道府県労働局での審議の結果、目安額と同じ金額になったのが14都道府県、上回ったのが33府県となりました。なお、地域別最低賃金額と発効日は官報に公示されて正式な決定となります。

表 2026年度の地域別最低賃金（単位:円）

都道府県	最低賃金時間額		目安	引上額	発効年月日
	改定前	改定後			
北海道	1,075	1,131	B	56	2026年10月1日
青森	1,029	1,090	C	61	2026年10月29日
岩手	1,031	1,090	C	59	2026年12月1日
宮城	1,038	1,098	B	60	2026年10月1日
秋田	1,031	1,090	C	59	2026年10月14日
山形	1,032	1,092	C	60	2026年10月30日
福島	1,033	1,094	B	61	2026年10月16日
茨城	1,074	1,136	B	62	2026年10月18日
栃木	1,068	1,125	B	57	2026年10月1日
群馬	1,063	1,120	B	57	2026年10月3日
埼玉	1,141	1,196	A	55	2026年10月1日
千葉	1,140	1,195	A	55	2026年10月1日
東京	1,226	1,280	A	54	2026年10月1日
神奈川	1,225	1,279	A	54	2026年10月1日
新潟	1,050	1,108	B	58	2026年10月1日
富山	1,062	1,119	B	57	2026年10月1日
石川	1,054	1,113	B	59	2026年10月3日
福井	1,053	1,112	B	59	2026年10月4日
山梨	1,052	1,113	B	61	2026年11月1日
長野	1,061	1,117	B	56	2026年10月2日
岐阜	1,065	1,121	B	56	2026年10月1日
静岡	1,097	1,154	B	57	2026年10月15日
愛知	1,140	1,195	A	55	2026年10月1日
三重	1,087	1,143	B	56	2026年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		目安	引上額	発効年月日
	改定前	改定後			
滋賀	1,080	1,136	B	56	2026年10月3日
京都	1,122	1,180	B	58	2026年11月16日
大阪	1,177	1,231	A	54	2026年10月1日
兵庫	1,116	1,172	B	56	2026年10月1日
奈良	1,051	1,107	B	56	2026年10月4日
和歌山	1,045	1,101	B	56	2026年10月3日
鳥取	1,030	1,090	C	60	2026年10月3日
島根	1,033	1,092	B	59	2026年10月10日
岡山	1,047	1,104	B	57	2026年10月2日
広島	1,085	1,141	B	56	2026年10月11日
山口	1,043	1,101	B	58	2026年10月8日
徳島	1,046	1,103	B	57	2026年11月1日
香川	1,036	1,092	B	56	2026年10月1日
愛媛	1,033	1,093	B	60	2026年11月1日
高知	1,023	1,086	C	63	2026年10月29日
福岡	1,057	1,114	B	57	2026年10月4日
佐賀	1,030	1,095	C	65	2026年11月15日
長崎	1,031	1,087	C	56	2026年11月2日
熊本	1,034	1,092	C	58	2026年12月1日
大分	1,035	1,096	C	61	2026年11月1日
宮崎	1,023	1,085	C	62	2026年10月24日
鹿児島	1,026	1,090	C	64	2026年10月25日
沖縄	1,023	1,086	C	63	2026年12月2日

※2026年9月4日時点の答申状況です。

社会保険の106万円の壁の撤廃と被保険者となるパートの範囲

2026年10月1日に、社会保険における短時間労働者の加入要件の一つである「月額賃金8.8万円以上」という賃金要件が廃止され、いわゆる「年収106万円の壁」がなくなります。今回は、この賃金要件の撤廃と、社会保険に加入すべき従業員の範囲について整理します。

被保険者となる人

会社で社会保険に加入するのは、役員・正社員のほか、一定の要件を満たしたパートタイマー・アルバイト（以下、「パートタイマー等」という）です。

パートタイマー等のうち、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、正社員の4分の3以上である人は、一般被保険者として社会保険に加入します。さらに、特定適用事業所で働くパートタイマー等で、週の所定労働時間が20時間以上であること等の要件を満たした場合にも社会保険に加入します。

年収106万円の壁の撤廃

これまで短時間労働者として社会保険に加入する要件の一つに、「所定内賃金が月額8.8万円以上であること」という要件が設けられていました。この月額8.8万円を12倍した年収が約106万円となることから、「年収106万円の壁」と呼ばれパートタイマー等に意識されてきました。

これに対し、近年の最低賃金の引上げにより、全都道府県で最低賃金が1,016円を超え、

週の所定労働時間が20時間以上となれば月額賃金が8.8万円以上となる状況となります。実質的にこの賃金要件に該当するパートタイマー等はいなくなっていることから、2026年10月1日に正式に撤廃されることになりました。

この撤廃により、短時間労働者の加入要件は、①週の所定労働時間が20時間以上であること、②学生ではないことの2つとなります。なお、2ヶ月を超えて雇用される見込みであることというのは、一般被保険者・短時間労働者の両方の加入要件となっています。

週20時間以上の考え方

短時間労働者の加入要件のうち、特に実務上問題となりやすいのが「週の所定労働時間が20時間」の判断基準です。この時間数は、あくまでも契約上の所定労働時間によります。ただし、実際の労働時間が連続する2ヶ月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている、または続くことが見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3ヶ月目の初日に社会保険に加入します。

2027年10月から順次、社会保険の適用拡大が行われ、従業員数（厚生年金保険の被保険者数）50人以下の企業も「特定適用事業所」になります。労使ともに影響が大きな事項ですので、短時間労働者の加入要件はしっかりと押さえておきましょう。

男性の育児休業取得率上昇と 開始予定日の変更

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、
社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



社労士

厚生労働省の2025年度の雇用均等基本調査で、男性の育児休業取得率が50.9%に到達し、大きな話題になりました。



総務部長

確かに当社の男性従業員からも、育児休業の取得の申出が多くなっています。その際に、育児休業の開始予定日をいつからにするか悩むようです。



なるほど、出産予定日に子どもが生まれるとは限りませんし、産後は母子で入院していたり、里帰り出産をしたりと、様々なパターンがあるので、悩ましく思うのでしょうか。



はい。出産予定日から育児休業を申し出ていた従業員がいましたが、出産予定日より遅く生まれてきたケースがありました。



その方の育児休業はいつからにしたのですか。



子どもが生まれていなかったなので、生まれるまで通常通り出勤し、生まれた日から育児休業の開始としました。子どもが生まれないと育児休業は取れないですよね？



いいえ。実は、子どもが生まれていなくても、配偶者の出産予定日から育児休業を取ることができます。



え！そうでしたか。この従業員は、なるべく働きたいと言っていて、部署としても1日でも多く働いてくれると助かるということで、働かせてしまいました。



ご本人が働きたいということで、会社と従業員が合意のうえ、開始予定日を繰り下げたのであれば、実質的な問題はありません。ただし、従業員が予定通り取りたいということであれば、会社は予定通り取らせる必要があります。



「子どもが生まれていないのに育児休業なんておかしい」等と言わないように、上司や周囲の従業員に伝えておく必要がありますね。ちなみに、「まだ生まれていないから、生まれるまでは開始予定日を繰り下げて欲しい」と言われたら、会社は繰り下げる必要があるのでしょ



うか。従業員の開始予定日の繰り下げの申出について、会社は必ずしも応じる必要はありません。例えば引き継ぎも終わり、担当する仕事がないようなときは、最初の申出における開始予定日通り、育児休業を取ってもらうように伝えても構いません。



なるほど、しっかり整理しておきます。

ONE POINT

- ① 男性の育児休業取得率は年々上昇し、2025年度には50.9%に到達した。
- ② 従業員から、育児休業の開始予定日の繰り下げ変更の申出があったとしても、会社は応じる義務はない。なお、従業員と会社が合意して繰り下げることは考えられる。

重要性が増す36協定の 特別条項を適用する際の労務管理

従業員に時間外労働をさせる場合、その上限は限度時間である原則月45時間・年360時間となっており、臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合は、特別条項を締結し適用することでこれを超えることができます。以下では、この特別条項を適用する場合の注意点について確認します。

労働基準監督署対応の見直し

2026年9月1日より、時間外労働等に係る労働基準監督署の対応の見直しが行われました。内容は、時間外・休日労働時間数のみに着目して月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、各事業場が36協定で定める健康及び福祉を確保するための措置（以下、「健康福祉確保措置」という）の実施状況を重点的に確認し、その確認した状況に応じた必要な指導を行うこととされました。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行うとしています。

健康福祉確保措置の重要性

健康福祉確保措置とは、限度時間を超えて労働させる従業員に対して行う措置のことで、36協定の特別条項で定めています。

この措置の内容として、例えば「医師による面接指導の実施」と定めた場合は、医師の面

接指導を実施し、実施したことが分かる記録を残しておく必要があります。

労働基準監督署ではこの実施状況を重点的に確認するとしていますので、確実に実施した記録を残しておくことが求められます。

限度時間を超えときの対応

限度時間を超えて労働させる場合の手続きについても、36協定の特別条項で定めることになっています。この手続きは月45時間を超える場合だけでなく、年360時間を超える場合についても行う必要があります。

特に、年360時間については、月45時間を超えていなくても、1年間の途中で360時間を超える可能性があります。例えば時間外労働を毎月40時間した場合、9ヶ月で360時間に到達します。

なお、限度時間を超えて労働させることができる回数は6回以内に限りませんが、この6回のカウントは月45時間を超えた回数が対象となり、年360時間を超えた分は回数に含まれません。

毎年36協定を締結・届出しているものの、前年と同じ内容としている企業も多いように思いますが、改めて36協定の締結内容を確認し、その内容に基づいた対応が求められます。

※本文中の月45時間・年360時間は、対象期間が3ヶ月を超える1年単位の変形労働制を適用する場合、月42時間・年320時間となる。

中小企業の経営計画策定状況

貴社では経営計画を策定していますか。ここでは、2026年版の中小企業白書*から、中小企業の経営計画策定状況などをみていきます。

策定割合は50%に届かず

上記白書から、中小企業の経営計画策定状況をまとめると、表1のとおりです。なお、ここでの経営計画は、「自社が現状から将来のあるべき姿に到達するための計画」をいいます。

【表1】経営計画の策定状況 (%)

策定している	44.4
策定していないが、今後策定する意向がある	33.6
策定しておらず、今後も策定する意向はない	22.0

中小企業庁「2026年版中小企業白書」より作成

経営計画を策定している割合は44.4%でした。回答企業の半数以下という状況です。

経営計画の実施状況

経営計画は策定するだけでは意味がありません。経営計画を策定している企業における、経営計画の進捗管理等の実施状況をみると、表2のとおりです。

【表2】経営計画の進捗管理・評価、見直しの実施状況 (回答数=5,279、%)

計画の進捗管理・評価と計画の見直しを行っている	79.3
計画の進捗管理・評価のみ行っている	12.8
どちらも行っていない	8.0

中小企業庁「2026年版中小企業白書」より作成

計画の進捗管理・評価を行っている企業は90%以上でした。計画の見直しまで行っているのは79.3%となっています。

経営計画の社内浸透度

経営計画を達成するためには、計画の内容が社内に広く浸透していることが重要です。経営計画を策定している企業における経営計画の社内浸透度をみると、表3のとおりです。

【表3】経営計画の社内浸透度
(回答数=5,396、%)

現場担当者まで	32.4
管理職まで	43.3
役員まで	17.5
経営者のみ	6.8

中小企業庁「2026年版中小企業白書」より作成

管理職まで浸透しているが43.3%で最も高くなりました。現場担当者まで浸透している割合は32.4%にとどまっています。なお白書によると、現場担当者まで浸透している企業が経営計画の浸透に有効だった取組として回答した上位は、経営層による説明と経営計画資料の配布・掲示でした。

白書では、「一概にはいえない」としながらも、**経営計画を策定している事業者や、経営計画を策定するだけでなく、従業員に広く浸透させている事業者、計画の進捗管理・評価を行い必要に応じた見直しを行うほど、付加価値額の増加を実現している可能性があるとしています。**

まだ経営計画を策定していない企業は、策定してみてもいいのでしょうか。

*中小企業庁「2026年版中小企業白書」

このデータは白書 134～140 ページ掲載の、(株)帝国データバンク「令和7年度中小企業の経営課題と事業活動に関する調査」の結果です。この調査は全国の中小企業 12,215 社についての分析です。白書の全文は次の URL のページから確認いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2026/chusho/index.html>

2026年の初任給情報（高校卒編）

9月号では、大学卒の初任給情報をご紹介しました。ここでは同じ資料※から、主な産業別に2026年の高校卒初任給情報をご紹介します。

男性の産業計は21.6万円

上記資料から、2026年の高校卒初任給額を主な産業別にまとめると、下表のとおりです。

男性の産業計は21.6万円で、前年同期比で105.4%となりました。

産業別では、不動産業、物品賃貸業が22.3万円で最も高くなりました。前年同期比は、表中の産業では教育、学習支援業を除いて100%を超えています。中でも電気・ガス・熱供給・水道業が108.0%と、最も高い伸びを示しています。

女性の産業計は21.0万円

女性の産業計は21.0万円で、前年同期比で105.5%となりました。

産業別では学術研究、専門・技術サービス業が最も高く、21.4万円となっています。前年同期比は表中のすべての産業で100%を超えました。金融業、保険業が107.7%で、最も高い伸びとなっています。

最低賃金の上昇や企業の賃上げ努力などもあり、多くの産業で高校卒初任給も増加しています。来年の初任給はどうなるでしょうか。

2026年の主な産業別高校卒初任給（千円、%）

産業	男性			女性		
	賃金	産業別比率	前年同期比	賃金	産業別比率	前年同期比
産業計	216	100.0	105.4	210	100.0	105.5
建設業	221	102.3	103.8	213	101.4	104.4
製造業	215	99.5	105.9	209	99.5	105.6
電気・ガス・熱供給・水道業	217	100.5	108.0	213	101.4	106.5
情報通信業	217	100.5	102.8	210	100.0	102.9
運輸業、郵便業	217	100.5	105.9	211	100.5	105.0
卸売業、小売業	213	98.6	104.9	210	100.0	105.0
金融業、保険業	208	96.3	106.1	210	100.0	107.7
不動産業、物品賃貸業	223	103.2	105.2	208	99.0	104.5
学術研究、専門・技術サービス業	216	100.0	104.9	214	101.9	104.9
宿泊業、飲食サービス業	221	102.3	104.2	213	101.4	105.4
生活関連サービス業、娯楽業	207	95.8	103.5	211	100.5	105.0
教育、学習支援業	198	91.7	99.5	205	97.6	104.1
サービス業	214	99.1	104.4	213	101.4	105.4

厚生労働省「新規学卒者初任給情報（令和8年春季卒業者）」より作成

※厚生労働省「新規学卒者初任給情報（令和8年春季卒業者）」

厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室が、ハローワークシステムにおいて処理を行ったデータのうち、被保険者となった年月日が2026年3月1日から4月30日の間、被保険者となったことの原因が「新規学校卒業者」など一定の条件に該当する者を対象に、参考値として集計・作成している資料です。ここでの初任給額は、毎月決まって支払われる給与（各種手当及び現物給与は含み、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時的給与は含まず、税込み）を元に算出した金額になります。

今月は地域別最低賃金額の改定が行われます。大幅な引き上げが予定されていますので、最低賃金を下回る従業員がいないかを確認するようにしましょう。

01 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります



今月より順次、地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって金額や発効日が異なります。確認しておきましょう。

02 同一労働同一賃金ガイドライン等が改正されます



2026年10月より、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、同一労働同一賃金ガイドライン等の改正が施行されます。改正事項を確認し、自社の制度や手当に不合理な待遇差がないか確認するようにしましょう。

03 カスハラ対策・就活セクハラ対策の義務化



2026年10月より、カスタマーハラスメント（カスハラ）および求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）への対策が義務化されます。法改正への対応状況を確認し、事業主の方針等の明確化やその周知・啓発、また、相談体制の整備等を行いましょ。

04 健康保険の被扶養者の資格確認調査



年に1度、健康保険の被扶養者が要件を正しく満たしているか、事業所に対して一斉調査が行われます。時期や調査方法は保険者によって異なりますが、中小企業の多くが加入する全国健康保険協会（協会けんぽ）では10月から11月にこの調査が行われます。協会けんぽから送られる被扶養者状況リストをもとに、被扶養者の収入等の状況を確認するようにしましょう。

05 社会保険料 定時決定結果の反映



7月に提出した算定基礎届に基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を適用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料納付は、9月分（10月末納付分）からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング（翌月控除、当月控除）については、各社で取り扱いをご確認ください。

06 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）



労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

07 労働者死傷病（軽度）報告提出



業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。今月は7月から9月分の報告となります。

なお、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

いよいよ今年も後3ヶ月。やり残しのないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。特に年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。資金繰り計画や未収債権の回収促進が大切です。

日	曜日	六曜	項 目
1	木	仏滅	●全国労働衛生週間（～7日まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者就業支援月間（～31日まで） ●年次有給休暇取得促進期間（～31日まで）
2	金	大安	
3	土	赤口	
4	日	先勝	
5	月	友引	
6	火	先負	
7	水	仏滅	
8	木	大安	寒露
9	金	赤口	
10	土	先勝	
11	日	先負	
12	月	仏滅	スポーツの日
13	火	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（9月分）
14	水	赤口	
15	木	先勝	
16	金	友引	
17	土	先負	
18	日	仏滅	
19	月	大安	
20	火	赤口	
21	水	先勝	
22	木	友引	
23	金	先負	霜降
24	土	仏滅	
25	日	大安	
26	月	赤口	
27	火	先勝	
28	水	友引	
29	木	先負	
30	金	仏滅	
31	土	大安	●健康保険・厚生年金保険料の納付期限（9月分）（11月2日期限） ●継続・有期事業概算保険料延納額の納付期限（第2期分） ※口座振替を利用しない場合（11月2日期限） ●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の7月～9月の労災事故について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで